平成25年3月19日判決言渡 平成24年(行ケ)第10265号 審決取消請求事件 口頭弁論終結日 平成25年3月5日

判

原				出口	株	式	会	社	<u>.</u>	東	芝
訴訟代理人弁理士				1 土	手	塚			史		展
					野		木		新		治
					村		井		賢		郎
					石		JII		隆		史
被				<u>件</u>	特	許		庁	Ŧ	麦	官
指	定	代	理	人	松		JI		直		樹
					服		部		秀		男
					田		部		元		史
					田		村		正		明

主

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 原告が求めた判決

特許庁が不服 2011-15413 号事件について平成 24 年 6 月 12 日にした 審決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、拒絶審決の取消訴訟である。争点は、補正後の発明の進歩性の有無及び 補正前の発明の新規性の有無等である。

1 特許庁における手続の経緯

原告は、平成22年6月1日、平成17年8月29日にした特許出願(特願2005-247838号)の一部を分割して、名称を「半導体装置」とする発明につき特許出願をしたところ(特願2010-126112号)、平成23年4月14日に拒絶査定を受けたので、同年7月15日、不服審判請求をするとともに、特許請求の範囲の記載及び明細書の発明の詳細な説明の記載の各一部を改める手続補正をした(本件補正)。特許庁は、平成24年6月12日、上記補正を却下する決定とともに、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は同月22日に原告に送達された。

2 本願発明の要旨

本願発明は、発光ダイオード等の窒化ガリウムを含有する半導体装置に関する発明で、うち本件補正後の請求項1の特許請求の範囲は以下のとおりである(下線を付した部分が補正した部分である)。

【請求項1 (補正発明)】

「活性層と,

p型のGaN系化合物半導体からなる第1半導体層と,

前記活性層と前記第 1 半導体層との間に配置される I n を含有する p 型の I n_1 $-x-y_1$ G a x A 1 y_1 N $(0 \le x < 1, 0 < y$ $1 \le 1)$ 層と,

前記活性層と前記 I $n_{1-x-y_1}G$ $a_xAl_{y_1}N$ $(0 \le x < 1, 0 < y 1 \le 1)$ 層との間,および前記 I $n_{1-x-y_1}G$ $a_xAl_{y_1}N$ $(0 \le x < 1, 0 < y 1 \le 1)$ 層と前記第 1 半導体層との間のいずれか一方に配置される p 型のG a N 系化合物半導体からなる第 2 半導体層と,

前記第1半導体層と前記活性層との間に配置され,前記In_{1-x-v1}Ga_xAl_{v1}

N (0 \leq x < 1, 0 < y 1 \leq 1) 層,前記第 1 半導体層,および第 2 半導体層よりも小さいバンドギャップを有し,かつ前記 I n $_{1-x-y_1}$ G a $_x$ A I $_{y_1}$ N (0 \leq x < 1, 0 < y 1 \leq 1) 層,前記第 1 半導体層,および第 2 半導体層よりも格子定数が大きい,1 \sim 1 5 nm の膜厚で,かつ 1 \times 1 0 17 cm $^{-3}$ \sim 1 \times 1 0 19 cm $^{-3}$ のM g を含有する I n $_{y_2}$ G a $_{1-y_2}$ N (0 < y 2 \leq 1) 層と,を備え,

前記 $I n_{y2}G a_{1-y2}N$ (0 < y 2 ≤ 1) 層における I n の組成比は,前記 $I n_1$ $-x-y_1G a_xA l_{y1}N$ (0 ≤ x < 1,0 < y 1 ≤ 1)層,第 1 半導体層,および第 2 半導体層,における I n の組成比よりも高いことを特徴とする半導体装置。」

また、本件補正前の請求項1の特許請求の範囲は以下のとおりである。

【請求項1 (補正前発明)】

「活性層と,

p型のGaN系化合物半導体からなる第1半導体層と,

前記活性層と前記第 1 半導体層との間に配置される p 型の I n_{1-x-y_1} G a_x A 1_{y_1} N $(0 \le x < 1, 0 < y 1 \le 1)$ 層と,

前記活性層と前記 I $n_{1-x-y_1}G$ $a_xAl_{y_1}N$ $(0 \le x < 1, 0 < y 1 \le 1)$ 層との間,および前記 I $n_{1-x-y_1}G$ $a_xAl_{y_1}N$ $(0 \le x < 1, 0 < y 1 \le 1)$ 層と前記第 1 半導体層との間のいずれか一方に配置される p 型のG a N 系化合物半導体からなる第 2 半導体層と,

前記 $I n_{y2} G a_{1-y2} N$ (0 < y 2 ≤ 1) 層における I n の組成比は,前記 $I n_1$ $-x-y_1 G a_x A l_{y1} N$ (0 ≤ x < 1,0 < y 1 ≤ 1) 層,第 1 半導体層,および第 2 半導体層,における I n の組成比よりも高いことを特徴とする半導体装置。

3 審決の理由の要点

(1) 補正発明は、下記引用刊行物に記載の引用発明に基づいて、基礎となる特 許出願の出願当時(基礎出願当時),当業者が容易に引用発明と補正発明の相違点に 係る構成に容易に想到できたから、進歩性を欠く。

【引用刊行物】特開2004-63537号公報(甲1)

【引用発明】

【補正発明と引用発明の一致点】

活性層と,

p型のGaN系化合物半導体からなる第1半導体層と、

前記活性層と前記第 1 半導体層との間に配置される I n を含有する p 型の I n_1 $-x-y_1$ G a $_x$ A l $_{y_1}$ N (0 \leq x < 1, 0 < y 1 < 1) 層と,

前記活性層と前記 I $n_{1-x-y_1}G$ $a_xAl_{y_1}N$ $(0 \le x < 1, 0 < y 1 < 1)$ 層との間,および前記 I $n_{1-x-y_1}G$ $a_xAl_{y_1}N$ $(0 \le x < 1, 0 < y 1 < 1)$ 層と前記第 1 半導体層との間のいずれか一方に配置される p 型のG a N系化合物半導体からなる第 2 半導体層と,

前記第1半導体層と前記活性層との間に配置され,前記 I n_{1-x-y1} G a_x A 1_{y1} N $(0 \le x < 1, 0 < y 1 < 1)$ 層,前記第1半導体層,および第2半導体層よりも小さいバンドギャップを有し,かつ前記 I n_{1-x-y1} G a_x A 1_{y1} N $(0 \le x < 1, 0 < y 1 ≤ 1)$ 層,前記第1半導体層,および第2半導体層よりも格子定数が大きい,1~15 nm の膜厚の I n_{y2} G a_{1-y2} N (0 < y 2 ≤ 1) 層と,を備え,

前記 $I n_{y2}G a_{1-y2}N$ (0 < y 2 ≤ 1) 層における I n の組成比は,前記 $I n_1$ $-x-y_1G a_xA 1_{y1}N$ (0 ≤ x < 1,0 < y 1 < 1)層,第 1 半導体層,および第 2 半導体層,における I n の組成比よりも高い半導体装置である点

【補正発明と引用発明の相違点】

補正発明は,前記「 $I n_{y2}G a_{1-y2}N$ ($0 < y 2 \le 1$) 層」が「 $1 \times 1 0^{17} cm^{-3} \sim 1 \times 1 0^{19} cm^{-3}$ のM g を含有する」のに対し,引用発明は,「アンドープ I n G a N層」である点。

【補正発明と引用発明の相違点に係る構成の容易想到性判断(8,9頁)】

してみると、InGaN層10は、含有するMgの量がp型層が含有するMgの量より少なければ、p型層中のMgが活性層7に拡散するのを抑制する効果を有するものと認められるところであり、ここで、引用発明のInGaN層10に隣接するp型層である『In含有p型A1GaN電子ブロック層11』にドープされるMgの濃度、すなわちMgの含有量が、引用刊行物の【0028】に記載されるように『例えば $1\times10^{19}/\mathrm{cm}^3\sim1\times10^{21}/\mathrm{cm}^3$ 、典型的には $5\times10^{19}/\mathrm{cm}^3\sim1\times10^{20}/\mathrm{cm}^3$ 』であることからすれば、引用発明の『InGaN層10』について、隣接する『In含有p型A1GaN電子ブロック層11』のMgの含有量より少ない量である『 $1\times10^{17}\mathrm{cm}^{-3}\sim1\times10^{19}\mathrm{cm}^{-3}$ 』のMgを含有するものとして差し支えないことは当業者に明らかであり、上記相違点に係る補正発明の発明特定事項とすることに困難性は認められない。

また、補正発明が上記相違点に係る発明特定事項としている点について、本願明細書には、【0027】に『不純物拡散防止層8は、 $Mgが1\times10^{17} cm^{-3}$ 程度以上 $1\times10^{19} cm^{-3}$ 程度以下ドープされていても良い。』と記載されているにすぎず、上記相違点に係る発明特定事項としたことに格別の意義を認めることはできない。

してみれば、補正発明は、引用刊行物に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明できたものというべきである。」

「以上のとおりであるから、補正発明は、引用刊行物に記載された発明に基づいて当業者が

容易に発明できたものと認められ、特許法29条2項の規定により、特許出願の際独立して特 許を受けることができないものである。

よって、本件補正は、平成18年改正前特許法17条の2第5項において準用する同法126条5項の規定に違反するので、同法159条1項において読み替えて準用する同法53条1項の規定により却下すべきものである。」

(2) 補正前発明は、以下のとおり、前記引用発明と実質的に同一であるから、 新規性を欠く。

【補正前発明と引用発明の実質的同一性判断(10頁)】

「補正前発明は,実質的に補正発明から,『 $I n_{y2} G a_{1-y2} N$ ($0 < y 2 \le 1$) 層』に関する『 $1 \times 1 0^{17} cm^{-3} \sim 1 \times 1 0^{19} cm^{-3}$ のM g を含有する』との発明特定事項を省いたものと認められるところ,前記第 2 [理由] 4 (判決注:補正発明と引用発明の一致点・相違点の認定)での検討に照らすと,引用発明との間に相違するところは認められない。」

「したがって、補正前発明は、引用刊行物に記載された発明であるから、特許法29条1項3号に規定する発明に該当し、特許を受けることができない。」

第3 原告主張の審決取消事由

- 1 取消事由 1 (補正発明と引用発明の一致点及び相違点の認定の誤り並びに相違点に係る構成の容易想到性判断の誤り)

しかるに、審決は、引用発明の3層構造のアンドープ層からことさらにアンドープInGaN層10のみを抜き出して、補正発明との一致点、相違点を認定してお

り、かかる認定には誤りがある。

なお、補正発明の不純物拡散防止層 8 は、不純物拡散防止効果からしても、同層と活性層 5 との間に他の層を設けることを必須としていない(本願明細書の段落【0015】参照)。

引用刊行物の段落【0014】の記載に照らせば、引用発明の半導体発光素子においては、アンドープ層のうちp型不純物がドープされたp側クラッド層である「p型の第2の層」に含有されるMgの拡散を抑制するために、アンドープ層のうち光導波層と、アンドープ又はn型のp側クラッド層である「第1の層」の厚さの和が20nm以上である必要があり、あるいは50nm以上、さらには100nm以上であることが適当であるとされている。これに対し、補正発明のアンドープInGaN層10は、わずか1層で、厚さが5nmしかない。そうすると、引用発明の半導体発光素子において3層構造のアンドープ層を設ける目的にもかんがみれば、引用発明の3層構造のアンドープ層の構成から、補正発明のアンドープInGaN層10でMg拡散抑制効果を奏しようとする構成に改めることは、当業者にとって極めて不

自然であり,容易でない。

イ 補正発明の発明者らは、①第1半導体層と活性層との間に配置され、② I n_{1-x-y1} G a_x A 1_{y1} N層や第1,第2半導体層よりもバンドギャップが小さい一方,格子定数が大きく,③膜厚が1ないし15nm で,④Mgを1×1 0^{17} cm $^{-3}$ ないし1×1 0^{19} cm $^{-3}$ 含有し,⑤ I n_{1-x-y1} G a_x A 1_{y1} N層や第1,第2半導体層よりも I n の組成比が大きいという特徴を有する「アンドープ I n_{y2} G a_{1-y} 2 N層」がMgを取り込んで蓄積し, p型層から活性層へのMgの拡散を防止することを初めて見い出し,補正発明をなすに至ったものであるが,これは I n G a N の格子定数(正確には c 軸方向の格子定数)がG a N やG a A 1 N の格子定数よりも大きく,Mgが I n G a N膜中に取り込まれやすいことを理由とするものと考えられる。したがって,補正発明は,I n_{y2} G a_{1-y2} N層のMg 取込み,蓄積機能によって,活性層へのMg 拡散の防止効果を奏するとともに,Mg を含有しながら膜厚を小さくする(薄膜化)ことによって,キャリア密度を高く,素子の動作電圧を小さくする作用効果を奏する。他方,前記アのとおり,補正発明と引用発明とではMg 拡散抑制作用のメカニズムが異なり,当業者において引用発明とメカニズムも作用効果も異なる補正発明の構成に想到することは容易でない。

また、引用発明のアンドープ I n G a N層 I 0 に隣接する I n 含有 I 1 I 0 a N電 子ブロック層 I 1 の I 2 含有濃度(含有量)が例えば I I 1 0 I 2 cm I 3 は I 2 cm I 3 に I 3 に I 3 に I 3 に I 3 に I 3 に I 3 に I 3 に I 3 に I 4 に I 3 に I 3 に I 4 に I 3 に I 4 に I 4 に I 4 に I 5 に I 7 に I 6 に I 6 に I 6 に I 6 に I 7 に I 7 に I 9 に I 6 に I 6 に I 6 に I 6 に I 6 に I 9 に I 6 に I 6 に I 6 に I 6 に I 9 に I 6 に I 9 に I 6 に I 9

In GaN層10のMg含有濃度が 1×10^{17} cm $^{-3}$ ないし 1×10^{19} cm $^{-3}$ となるのかが,引用刊行物の記載からは不明であるし,アンドープIn GaN層10と活性層7の間にあるアンドープA1GaNクラッド層9やアンドープIn GaN光導波層8にまでMgがさらに拡散して,アンドープIn GaN層10のMgの含有濃度がさらに小さくなる可能性がある。そうすると,引用刊行物からは,アンドープIn GaN層10がどの程度のMg含有濃度を有するのか,当業者にとって不明であるといわなければならないし,審決が説示するように隣接する層のMg含有濃度から当該層のMg含有濃度を推定することが当業者にとって普遍的な原理であるとも,技術常識,基礎的事項の類であるともいえない。しかるに,審決は,引用発明のIn含有A1GaN電子ブロック層11にドープされるMgの濃度が例えば1×10 19 cm $^{-3}$ ないし1×10 21 cm $^{-3}$ であることから,アンドープIn GaN層10のMgの濃度が1×10 17 cm $^{-3}$ ないし1×10 19 cm $^{-3}$ 程度であるとして差し支えないとするが,かかる判断は誤りである。

エ 前記イのとおり、補正発明は、 $InGaNがGaNやGaA1NよりもMgの取込み・蓄積の程度が非常に高いことに着目してされたもので(本願明細書の段落【0018】、【0019】)、<math>Mgを1\times10^{17} cm^{-3}$ ないし $1\times10^{19} cm^{-3}$ 含んでいてもかかる作用を奏するから(段落【0027】)、補正発明の $In_{y2}Ga$ 1-y2N層のMg含有濃度の数値範囲は格別なものである。

オ 上記アないしエのとおり、基礎出願当時、当業者において補正発明と引用発明の相違点に係る構成に想到することは容易でないのであって、これに反する 審決の判断には誤りがある。

(3) 本願明細書には直接的な記載はないが、技術常識に照らせば、当業者は、補正発明の $I_{x_2}G_{x_1}G_{x_2}$ N層が、 $M_{x_2}G_{x_3}G_{x_4}$ (電子ブロック)

層からMgを取り込み、蓄積してMgの活性層への拡散を抑制するとともに、Mgを含有しながら薄膜化されていることにより、キャリア密度を高く、素子の動作電圧を小さくするという作用効果を両立させていることを認識することができる(本願明細書の段落【0016】~【0019】、【0027】、図2参照)。従前は、Mgの拡散による活性層への悪影響を懸念して、MgをドープせずにInGaN層等を積層していたのに対し、補正発明の発明者らは、Inの組成比を大きくすれば、InGaN層は、 $1 \times 10^{17} {\rm cm}^{-3}$ 以上 $1 \times 10^{19} {\rm cm}^{-3}$ 以下のMgを含有していたとしても、Mgをさらに取り込み、蓄積するという新たな知見を得て、補正発明に至ったのであって、補正発明では、引用発明はもちろん従来技術では行われていなかったMgのドーピングを行って、活性層へのMgの拡散抑制、キャリア密度の増大、動作電圧の低減を両立させた。

また、補正発明は、①G a N系化合物に I n を含有させたことによるM g の活性化エネルギーの減少及びキャリア密度の増大、② I n $_{y2}$ G a $_{1-y2}$ N層による不純物の吸収・保持、③ I n $_{y2}$ G a $_{1-y2}$ N層の厚さ(膜厚)を 1 ないし 1 5 nm に止め、I n 含有層を分散配置したことによる結晶性の劣化防止(結晶の欠陥の発生の防止),④上記①ないし③を両立させたことによる,活性層への不純物の拡散防止,結晶性の劣化防止,十分なキャリア密度の実現という作用効果を両立させており,これは補正発明の格別顕著な作用効果である。

しかるに、審決は補正発明のかかる作用効果を看過して進歩性を否定しており、 審決の進歩性判断は誤りである。

2 取消事由2 (手続違背)

引用発明のアンドープ $I n G a N = 10^{17} cm^{-3} cm^$

そうすると、特許法159条2項にいう拒絶「査定の理由と異なる拒絶の理由を

発見した場合」に当たるものであって、特許法が要請する手続保障の見地からも、 審判長は上記重要事実に関して拒絶理由通知を行い、出願人たる原告に意見を述べ る機会を付与しなければならない。

しかるに、拒絶理由通知でも拒絶査定でもかかる重要事実は触れられておらず、 原告に対して上記重要事実は示されていないから、審決には手続違背の瑕疵があり、 この瑕疵が審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

したがって、審決には特許法159条2項が準用する同法50条違反の手続違背があり、違法である。

3 取消事由3 (補正却下の判断の誤り)

前記1のとおり、補正発明には進歩性があり、独立特許要件を満たすから、本件 補正を却下した決定の判断は誤りである。

4 取消事由 4 (補正前発明の新規性判断の誤り)

前記1のとおりの補正前発明と引用発明の相違にかんがみれば、補正前発明と引用発明とは実質的に同一でない。

したがって, 両発明が実質的に同一であるとして補正前発明の新規性を否定した 審決の判断は誤りである。

第4 取消事由に対する被告の反論

- 1 取消事由1に対し
- (1) 引用発明のアンドープ $I_{n_x}G_{a_{1-x}}N/I_{n_y}G_{a_{1-y}}N$ 多重量子井戸構造の活性層 7 は補正発明の活性層 5 に、引用発明の $I_{n_2}G_{n_2}G_{n_3}G_{n_4}G_{n_4}G_{n_5}G$

は好ましくないとされ(段落【0012】、【0015】、【0019】、【0020】、【0043】),例えば,実施例(図1)では,p型第1ガイド層6や Ga_xA1_{1-x} N層7(オーバーフロー防止層)を活性層5と I n_yGa_{1-y} N層8(不純物拡散防止層)との間に設けているが,補正発明は,活性層5と I $n_{y2}Ga_{1-y2}$ N層8(不純物拡散防止層)の間に他の層が介在することを排除するものではない。

(2)ア 引用発明のアンドープ I n G a N = 10はp = 10 p = 10 p

そして、p側クラッド層全体をp型にする場合には、p側クラッド層の一部であるアンドープ InGaN層10にもMgをドープすることになり、かかる場合においても、アンドープ InGaN層10は、アンドープ InGaN光導波層8及びアンドープ AlGaNクラッド層9とともに、活性層へのMgの拡散を抑制して、活性層の劣化を防止する機能を果たす。

ところで、引用発明のアンドープ InGaN層10にドープするMgの濃度(含有量)を、p側クラッド層の他の部分(第2の層)にドープするMgの濃度よりも高くすると、Mg拡散抑制作用の妨げとなることは明らかであるから(甲18、19)、前者の濃度を後者の濃度よりも小さくすることは、当業者であれば当然考慮し得るものである。

そうすると、「InGaN層10は、含有するMgの量がp型層が含有する<math>Mgの量より少なければ、p型層中のMgが活性層7に拡散するのを抑制する効果を有するものと認められる」とした審決の判断に誤りはない。

そして、本願明細書には、p型不純物であるMgを In_y G a_{1-y} N層 8(不純物拡散防止層 8)の内部に蓄積することと、同層にMgが 1×1 0^{17} cm $^{-3}$ 程度以上 1×1 0^{19} cm $^{-3}$ 程度以下ドープされていてもよいことがどのように関係するのか記載がなく、後者の技術的事項(発明特定事項)による効果は記載されていない。 すなわち、 In_y G a_{1-y} N層のMg 取込み、蓄積機能によって、活性層へのMg 拡散の防止効果を奏するとともに、薄膜化によってキャリア密度を高く、素子の動作電圧を小さくするという原告主張の作用効果は、本願明細書の記載に基づかないものにすぎない。

引用発明のInGaN層10と活性層7の間には、アンドープInGaN光導波層8、アンドープAlGaNクラッド層9があり、InGaN層10は活性層7から最も離れた位置にあるし、アンドープInGaN光導波層8及びアンドープAlGaNクラッド層9も、活性層7へのMg拡散抑制作用に寄与しているから、InGaN層10に隣接するIn含有p型AlGaN電子ブロック層にドープされるMgの濃度が例えば1×10¹⁹cm⁻³ないし1×10²¹cm⁻³であることにかんがみて、より低濃度である1×10¹⁷cm⁻³ないし1×10¹⁹cm⁻³として差し支えない。そうすると、「引用発明のInGaN層10に隣接するp型層である『In含有p型AlGaN電子ブロック層11』にドープされるMgの濃度、すなわちMgの含有量が、引用刊行物の【0028】に記載されるように『例えば1×10¹⁹/cm³~1×10²¹/cm³、典型的には5×10¹⁹/cm³~1×10²⁰/cm³』であることからすれば、引用発明の『InGaN層10』について、隣接する『In含有p型AlGaN電子ブロック層11』のMgの含有量より少ない量である『1×10¹⁷cm⁻³~1×10¹⁹cm⁻³』のMgを含有するものとして差し支えないことは当業者に明らかであり、上記相違点に係る補正発明の発明特定事項とすることに困難性

は認められない」との審決の認定・判断に誤りはなく、補正発明との相違点に係る 構成に想到する動機付けに欠けるものではない。

イ 本願明細書には、InGaNによるMg取込みの程度がGaNやGaAINによるそれに比して非常に高いことは記載されていないし、アンドープInGaN InGaN InGaN

ウ よって、審決がした補正発明と引用発明の相違点に係る構成の容易想到 性判断に誤りはない。

(3) 前記(2)のとおり、原告が主張する補正発明の作用効果は本願明細書の記載に基づかないものであって、審決にかかる作用効果の看過は存しない。

2 取消事由2に対し

平成 18年改正法による改正前の特許法では、補正の却下の理由を通知して意見書の提出の機会を付与する必要はない。審判長において、引用発明の InGaN層が隣接する InGaN電子ブロック層のMg含有濃度よりも小さい濃度である 1×10^{17} cm⁻³ $\sim 1\times10^{19}$ cm⁻³のMg を含有するものとして差し支えない旨の補正却下の決定の理由を通知する必要はない。

3 取消事由3に対し

前記1のとおり、補正発明は進歩性を欠くから、独立特許要件を満たさないとして本件補正を却下した審決の判断に誤りはない。

4 取消事由4に対し

前記1と同様に、補正前発明は引用発明と実質的に同一であり、補正前発明の新

規性を否定した審決の判断に誤りはない。

第5 当裁判所の判断

- 1 取消事由1 (補正発明と引用発明の一致点及び相違点の認定の誤り並びに相違点に係る構成の容易想到性判断の誤り) について
- (1) 審決は、引用刊行物の半導体発光素子において、 $In_xGa_{1-x}N/In_yGa_{1-y}$ N多重量子井戸構造の活性層 7 と、In含有 p型A 1 Ga N電子ブロック層 1 1 との間に、① p 側光導波層としてのアンドープ In Ga N光導波層 8、② p 側クラッド層としてのアンドープA 1 Ga Nクラッド層 9、③厚さが 5 nm のアンドープ In Ga N層 1 0 が設けられていることを認定した上で、アンドープ In Ga N層 1 0 (上記③) が補正発明にいうMg 含有 $In_{y2}Ga_{1-y2}$ N層(0 < y $2 \le 1$)に相当する旨を認定した(審決 $5 \sim 7$ 頁)。

そうすると、引用発明のアンドープ I n G a N層 1 0 に着目して補正発明との対比 (一致点・相違点の認定) をした審決の認定に誤りはない。

原告は、引用発明のアンドープ層は3層で一体のものとして取り扱わなければな

らないと主張するが、上記のとおりの補正発明の特許請求の範囲の記載に照らせば、 かかる原告の主張は採用できない。

ところで、補正発明の $I n_{v2} G a_{1-v2} N$ 層についてはバンドギャップや格子定 数に関する特定がされているほか、厚さ(膜厚)が1ないし15nmであり、Mgの 含有濃度が $1 \times 10^{17} \text{cm}^{-3}$ ないし $1 \times 10^{19} \text{cm}^{-3}$ であるところ、引用発明の半導 体発光素子のアンドープInGaN層10の厚さも例えば5nm であり(甲1の段落 【0027】),同層のp型層側に隣接するIn含有p型AIGaN電子ブロック層 110 M g 含有濃度は例えば 1×10^{19} cm⁻³ ないし 1×10^{21} cm⁻³, 典型的には $5 \times 10^{19} \text{cm}^{-3}$ ないし $1 \times 10^{20} \text{cm}^{-3}$ である (甲1の段落【0028】)。ここで, 上記のとおり、p型層にドーピングされたMgはp型層から活性層に向かって拡散 するから、p型層、アンドープ層、活性層の順にMgの含有濃度が小さくなってい くこと、引用発明の半導体発光素子においても、アンドープInGaN層10のM g含有濃度が例えば $1 \times 10^{19} \text{cm}^{-3}$ ないし $1 \times 10^{21} \text{cm}^{-3}$ よりも小さいことが 当業者にとって明らかである(甲1の段落【0014】の記載に着目しても、引用 発明のアンドープInGaN層10が一定程度のMgを含有することが予定されて いるものといい得る。)。そうすると、審決が認定するとおり(8頁)、引用発明の半 導体発光素子においても、アンドープInGaN層10のMg含有濃度が、隣接す る I n 含有 p 型 A 1 G a N電子ブロック層 1 1 のそれの 1 0 0 分の 1 程度となる,

例えば 1×10^{17} cm $^{-3}$ ないし 1×10^{19} cm $^{-3}$ となることがあるとしても差し支えなく、少なくともアンドープ InGaN層10のMg含有濃度が上記のとおりとなる構成は排除されない。

そして、補正発明の $I_{n_{y2}}G_{a_{1-y2}}N$ 層の M_g 含有濃度を $1\times 1_{0}^{17}$ cm $^{-3}$ ないし $1\times 1_{0}^{19}$ cm $^{-3}$ と特定することについては、本願明細書(甲2)の発明の詳細な説明に「不純物拡散防止層は、 M_g が $1\times 1_{0}^{17}$ cm $^{-3}$ 程度以上 $1\times 1_{0}^{19}$ cm $^{-3}$ 程度以下ドープされていても良い。」(段落【 0_{0}^{27} 】)との記載があるのみで、本願明細書中の他の部分には上記特定事項に係る作用効果に関する記載はない。上記段落の記載の体裁に照らせば、 $1\times 1_{0}^{17}$ cm $^{-3}$ ないし $1\times 1_{0}^{19}$ cm $^{-3}$ という M_g 含有濃度の数値範囲は、原告が適宜選択したものにすぎず、臨界的意義を有しないものと認定できるところ、本願明細書のすべての記載を参酌しても、あるいは原告が提出するすべての証拠にかんがみても、この認定は覆るものではない。

(3) 原告は、引用発明の 3 層構造のアンドープ層の構成から補正発明の I n_{y2} G a_{1-y2} N 層の構成に改める動機付けがないとか、アンドープ層の厚さが異なるなどと主張する。しかしながら、前記(1)のとおり、補正発明の半導体発光素子は、アンドープ層が 1 層のみの構成に限定されるものではなく、複数の層から成るアンドープ層の構成が包含され得る。また、引用発明の半導体発光素子のアンドープ I n

GaN層10の厚さが補正発明の数値範囲に含まれることは前記(2)のとおりである。そうすると、原告の上記主張は前提を欠き、理由がないし、引用発明のアンドープ In GaN層10の構成を補正発明の In $_{y_2}$ Ga $_{1-y_2}$ N層の構成に改める動機付けに欠けるものではない。

また、原告は、補正発明の $I n_{v_2} G a_{1-v_2} N$ 層と引用発明のアンドープ I n Ga N層10とではMg拡散抑制作用のメカニズムが異なるとか、引用発明ではMg を積極的に導入することは予定されていないなどと主張する。しかしながら、本願 明細書には、不純物拡散防止層のInGaNの格子定数(正確にはc軸方向の格子 定数)がGaNやGaAlNの格子定数よりも大きく、MgがInGaN膜中に取 り込まれやすい旨の記載があるほか(段落【0018】), In(インジウム)の組 成比やMgの濃度とバンドギャップ(エネルギー)の大小、不純物拡散防止効果の 関係等について言及されているにとどまり(段落【0013】~【0017】、【0 019】), 意図的ないし予めMgをドーピングした $In_{v2}Ga_{1-v2}N$ 層(不純物 拡散防止層)がさらにMgを取り込み、層内に蓄積して、活性層へMgが拡散しな いようにする機能(作用)のメカニズムが記載されているわけではない(原告が提 出する証拠によっても、従前の半導体発光素子における不純物拡散防止層のMg拡 散抑制機能と異なるメカニズムが明らかになるか疑問である。)。前記のとおり、本 願明細書の段落【0027】には、 1×10^{17} cm⁻³程度以上 1×10^{19} cm⁻³程度 以下のMgの含有を許容し得る旨が記載されているのみで、本願明細書には、上記 含有濃度のMgを意図的ないし予め含有(あるいはドーピング)させると、従前の 不純物拡散防止層に比して活性層へのMg拡散抑制効果(機能)がより大きくなる 旨の記載は存しない。 $I n_{v_2} G a_{1-v_2} N 層の M g 取込み, 蓄積機能によって,活$ 性層へのMg拡散の防止効果を奏するとともに、Mgを含有しながら膜厚を小さく する(薄膜化)ことによって、キャリア密度を高く、素子の動作電圧を小さくする という、原告主張に係る補正発明の作用効果も、本願明細書に記載がないものにす ぎない上、当業者が本願明細書の記載から容易に理解できる作用効果であるとも必 ずしもいえない。そうすると、原告の上記主張は採用することができない。

(4) 本願明細書の段落【0010】によれば、補正発明の作用効果は、不純物拡散防止層を設けたことによる活性層への不純物の拡散防止、デバイスの特性向上にあるところ、段落【0005】、【0006】では半導体発光素子の寿命の向上、信頼性確保が言及されているに止まるから、上記にいうデバイスの特性向上もかかる趣旨のものであると解される。

他方、前記のとおり、 $In_{y2}Ga_{1-y2}N$ 層のMg取込み、蓄積機能によって、活性層へのMg拡散の防止効果を奏するとともに、Mgを含有しながら膜厚を小さくする(薄膜化)ことによって、キャリア密度を高く、素子の動作電圧を小さくするという、原告主張に係る補正発明の作用効果は、本願明細書に記載がない。

本願明細書に記載のある上記趣旨の作用効果であれば、当業者が引用発明に基づいて予測できる範囲を超えず、格別顕著なものとはいえないから、補正発明によって奏される作用効果を考慮に入れても、審決がした補正発明の進歩性判断に誤りがあるとはいえない。

- (5) 結局,補正発明の進歩性を否定した審決の判断に誤りはなく,原告が主張する取消事由1は理由がない。
 - 2 取消事由2 (手続違背) について

引用発明のアンドープ I n G a N M B 1 0 w 1 w

ることの必要性を見極めなければならないものである。

したがって、審決に手続違背の違法があるとすることはできず、原告が主張する 取消事由2は理由がない。

3 取消事由3(補正却下の判断の誤り)について

前記1のとおり、補正発明は進歩性を欠くから、独立特許要件の非充足を理由に 本件補正を却下した決定の判断に誤りはない。

したがって、原告が主張する取消事由3は理由がない。

4 取消事由4 (補正前発明の新規性判断の誤り) について

前記第2の2のとおり、本件補正は、y1の数値範囲を一部改めるほか、 I_{y_2} $G_{a_{1-y_2}}$ N層の M_g 含有濃度を特定する趣旨のものである。

そうすると、本件補正前の請求項1の発明(補正前発明)は引用発明と実質的に同一であるといってよいから、この旨をいう審決の補正前発明の新規性判断に誤りはない。したがって、原告が主張する取消事由4は理由がない。

第6 結論

以上によれば、原告が主張する取消事由はいずれも理由がないから、主文のとお り判決する。

知的財產高等裁判所第2部

裁判長裁判官					
	塩	月	秀	立	
裁判官	真	辺	朋	子	
裁判官					
	田	邉		実	